

静岡県告示第703号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月4日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月4日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津榛原線	焼津市利右衛門字天王1031番の3から 焼津市利右衛門字天王1088番の3まで	令和7年11月4日